

令和3年度以降のワーキンググループについて

	財政運営	事務処理標準化	保健事業
構成団体	16市町村(原則として東西南北で4市町村ずつ)、さいたま市 埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県	8市町村(原則として東西南北で2市町村ずつ)、さいたま市 埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県	8市町村(原則として東西南北で2市町村ずつ)、さいたま市 埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県
	<さいたま市を別枠とする理由> 被保険者数が県全体の約15%を占めるため。		
職位	課長相当職(代理出席可)	事務担当者(代理出席可)	
任期	令和6年3月31日まで 県国保運営方針(第2期)の対象期間に合わせる。		
協議事項	1 国保事業費納付金の算定ルール 2 標準保険税率の算定ルール 3 赤字削減・解消対策(収納対策含む) 4 県運営協議会の付議・報告事項(軽微なものを除く) 5 県国保運営方針(総括及び財政運営WGに関すること) 6 保険税水準の統一について(総括及び財政運営WGに関すること) 7 その他財政運営に関すること	1 資格事務の標準化 2 給付事務の適正化、標準化 3 県国保運営方針(事務処理標準化WGに関すること) 4 保険税水準の統一について(事務処理標準化WGに関すること) 5 その他事務処理標準化に関すること	1 医療費適正化策 2 県国保運営方針(保健事業WGに関すること) 3 保険税水準の統一について(保健事業WGに関すること) 4 その他保健事業に関すること
選出方法	① アンケートでワーキングメンバー参加についての意向を照会する。(令和3年3月末～4月上旬) ② 地域、被保険者数の多寡、前期高齢者の多寡、所得水準、賦課方式、財政状況等のバランスを考慮して、県が構成メンバー案を作成する。 ③ 埼玉県国民健康保険運営推進会議において決定する。		